時事新報へ寄稿に關する書信にして往々社員へ宛御送致れ向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゝると尠からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

英國の政黨事情（前號の續き）

然るに今日保守黨内閣の勢力を如何にと云ふに昨年の昔と今と其實際の成迹は世人の想像に相反し政府の基礎益々堅固なれば自由黨が取て以て之に代らんとするの望亦期す可らざる者の如し固より政治の勝敗は今日を以て明日を測るべからず其變化の趣は天候晴雨を卜するよりも尚は難く今の保守黨内閣も何時如何やうの變に會し失敗して政府を失ふや豫期す可らずと雖も今日の實際に於て其基礎決して薄弱ならざるの證は二三にして足らず第一は外交の手段にしてソールスベリー侯が其主任に當りし以來英國の政略は中立不偏を旨とし國の威光を墜さゝる以上は外國に對しても我れより事を構へざるの主義は實際に照らして明なり左れば彼の歐洲の一大紛議たるバルガリヤ事件に關しても露國をしてバルカン半嶋に其力を逞ふせし党ざる丈けは盡力怠らざれども無益にバルガリヤの内治に干與し以て自國の多事を買はんとするに非ず左りとて漠然之れを拋棄して土耳其獨立の要用を認めざるにも非ず曖昧の手段の中に英國の對外政略は中立不偏を旨としたるの其迹大に國内の人心を滿足せしめたるが如し左れば嚢にビスマーク侯がバルガリヤ國主フェルヂナンドの在位を以て不正なりと見做し列國共同して其旨を土耳其に通じフェルヂナンドの廢位を促すに際してもソールスベリー侯の斷然之れを拒絶したる手段を以て英國の人民をして保守黨の内閣必ずしも外交上に事を好む者に非ず唯自國の利害を重んずるの政策なることを知らしめ侯が就職の始先づ當り世人が漫に想像を蓄て外國に事あらんと信じたる恐怖も今は殆ど消滅して其形跡を留めざるものゝ如し

次に内國施政の方針に至りては從來の經驗に於て保守黨は自由黨に數籌の伎倆を讓りしかればソールスベリー侯の内閣も其内政の方向に於ては必ず自由黨に及ばざる結果を現すならんと世人の待設けたる處なりしに實際は之に反して案外なる結果を呈し却て人として其手際に驚かしめたる者少なからざる其中にも先づ財政に[illegible]て之を許さるに大藏大臣ゴッシェン氏の計畫は實に[illegible]を得たる者と云はざる可からず抑も氏は有名なる[illegible]者にして理論に長けゝるは今日迄も人の許す所[illegible]しと雖も實際の財務に當りては如何あらんのと竊[illegible]を居たる者も少なからず加るに反對黨なるグラッドストーン氏は外交は兎も角も財政の始末に至りては得意專門の伎倆にして多年の經驗最も之に熟練したる政治家なればゴッシェン氏が之を敵にして議院に多數を爭はんとするも其勝敗如何なるべきや覺束なき事共なりとて之を慮りたる者なきにしも非ざりしにゴッシェン氏の才幹は容易に侮る可らずして財務整理の其手際はグラッドストーン氏と雖も讓る所なきに非ずと云へり即ち千八百八十七年四月一日より本年三月卅一日に至る一週年度間の財政收入豫算額は八千八百十三萬五千磅（一磅は金貨五弗）なりしに實際の收入は八千九百五十八萬九千磅を獲て實算の豫算に超過すること百四十五萬四千磅なり而して歳出に至りては其豫算は八千八百三萬六千磅なりしに實際の支出は八千七百四十二萬四千磅なれば實算の豫算よりも少きこと六十一萬二千磅なるが故に都合國庫に二百六萬六千磅を餘しゝる其結果は豫て財政の事に不案内なりと云はれたる保守黨の政府に取りては近來になき好手際なりと云はざる可からず然り而して今回政府より提出したる本年度（即ち本年四月一日より千八百八十九年三月三十一日迄）の豫算案は收入八千六百八十二萬七千磅にして同く支出八千六百六十一萬五千磅即ち國庫に於て二十一萬二千磅の餘剩を來すべき計算なるのみならず本年度は昨年度に較べて二百四十二萬一千磅の政費節減を行はんとするは果斷の至りと云ふ可し殊に其歳計案調査の周密なると保守主義の財政家は素より、自由黨の政治家と雖も多く之に及ぶ者あるを見ざる證據はロンドンタイムス或はエコノミスト等に斯く財政の始末に委しき人は古に在てはピット氏今はグラッドストーン氏ならずばゴッシェン氏ならんと評したるに於ても明白なり且ソールスベリー侯の閣員には有爲の働を以て鳴る者獨りゴッシェン氏に止まらずして地方政務省長官リッチー氏の如き特に内閣の施政に通達して地方分權を行ふに熱心なる政治家なりとす即ち氏が今回提出したる地方自治案は局部の可否は姑く置き全體の旨趣に於て保守黨の内閣より斯る自由分權の議案を出さんとは寧ろ世人の思ひ到らざる所なりしと云へり抑も氏の地方自治案は英蘭、蘇格蘭の二國を限り施行す可き見込の者にて其大旨とする所は今の錯雜極まりなき地方制度を廢棄し更に簡易の制を設け中央政府と地方政府との關係を一新せんとする者にして中央政府の費用に二百四十萬磅を節儉するの見込みなるが如しゴッシェン氏の財政案と參考す可し且今日まで英國の地方政治は四季會同裁判所なる一種の官廳に於て之を處理し政治法律の二者常に相混同するの弊を免れざりしに依り今回の改正案に於て斷然之れを矯めて州間に正當の區別を設け州會縣會市會を置き地方人民に政務を掌らしむるの法なるが故に若し此案をまて下院の多數を制するに至らし党なば英國の政治は爲めに其面目を一新することある可し

（未完）

官報

○大藏省訓令第二十八號

北海道廳　府縣

明治十九年（四月）當省第五號訓令諸貸付金整理順序中左ノ通更正ス

明治廿一年六月六日　大藏大臣伯爵松方正義

第六條　左ニ掲クル諸件ハ事由ヲ詳悉シ處分ノ見込ヲ具シ經伺ノ上處分スベシ

一　諸貸付返納金年月賦割換ヲ願出タルトキ

但十箇年賦以内ノ年賦割換ヲ願出タルトキハ地方廳限リ處分スルコトヲ得（勸業貸其他有抵當貸又ハ据置ノ後年賦返納ニ係ルモノ及年賦金ヲ年々異ニスルモノ等ハ此限ニアラス）此場合ニ於テハ處分ノ後十日以内ニ其事由ヲ具シ計算書ヲ付シ當省ヘ報告スヘシ

二　負債ノ義務ヲ他人ヘ移轉ヲ願出タルトキ

但貸付金額ニ對シ相當ノ抵當品ヲ差出シ移轉ヲ願出タルトキハ地方廳限リ處分スルコトヲ得（勸業貸ハ此限ニアラス）其報告ハ前項ニ同シ

三　諸貸付金ニ對スル抵當品ノ增減交換ヲ願出タルトキ

但同種類同價格ノ交換ヲ願出タルトキハ地方廳限リ處分スルコトヲ得其報告ハ前項ニ同シ

四　諸貸付金ノ棄捐又ハ利子ノ減却或ハ免除ニ係ルモノ

第八條中引請額ノ下ヘ「第六條第一項ノ但書ニ係ル年賦ノ割換」ノ十七字ヲ加フ

第十一條中第三項ヲ第四項ト改ム

第十二條第二項中「八月一日十二月一日及ビ」ノ十一字ヲ削除ス

○英國領事　函館駐在英國領事ジョン ゼームス クイン氏は領事の資格を以て在橫濱同國領事の事務を執り ジョン ヘリングトン ガビンス氏は東京駐在代理副領事に復任せり

○代言人試驗及第者　本年の代言出願人員は千百三十二名にして內退願却下不參等の者三百九十三名、試驗不合格の者六百九十八名を除き試驗合格免許を得る者四十一名其氏名は左の如し

東京
富山縣平民　小林豐太郎　岡山縣平民　入江武一郎
岡山縣士族　富氣立彥　岡山縣平民　四田爲一郎
長野縣平民　宮下定太郎　德島縣平民　清水彌九郎
東京府平民　今村力二郎　岡山縣平民　鬻岡進一郎
岐阜縣平民　高橋藤之丞　石川縣士族　西永八平
長野縣平民　湖野二郎　福島縣平民　阿部壽代助
新潟縣平民　久保野清吉　靜岡縣士族　榊原周次郎
山口縣平民　原田景介　石川縣士族　伊東愛敬
青森縣平民　木村梅次郎　佐賀縣平民　大豆粂吉
長崎縣平民　小川寅六　茨城縣平民　榊原三四郎
山形縣平民　武井慶弼　島根縣士族　竹下佐吉郎
東京府平民　佐木熊次郎　島根縣平民　米原光太郎
靜岡縣平民　竹田孝太郎　東京府士族　青柳正喜
岐阜縣平民　大橋樹太郎　東京府士族　上松操
愛媛縣士族　池原勝二郎　德島縣士族　野村照次郎
新潟縣平民　井伊小平太　千葉縣士族　神直三郎
岡山縣平民　石井國次郎　長野縣平民　早川早治
愛知縣士族　林忠胤　長野縣平民　五明濱五郎
東京府平民　天沼要

橫濱
新潟縣平民　瀨下清通　兵庫縣平民　馬袋鶴之助

大阪
大坂府士族　渡邊菊之介

山形
山形縣士族　臼井倍任

○葡萄牙國との和好通商條約　去月十八日刊行の上海申報は本年四月二十八日を以て天津に於て交換せられたる淸葡和好通商條約の全文を揭載せり因て左に之を譯出す

和好通商條約

大淸國皇帝並ニ大葡萄牙國皇帝ハ兩國彼是ノ友睦ナル三百餘年ノ久シキヲ歷ルヲ以テ倍々友誼ヲ敦クシ永ク相安カラシメンコトヲ願ヒ曾テ光緖十三年三月初二日（明治二十年三月二十六日）ヲ以テ葡萄牙國都里斯本ニ於テ兩國ノ委員ヲシテ簡明條約四條ヲ議定セシメタリ今茲ニ通商和好條約ヲ訂結シ彼是遵守セシメント欲シ大淸國皇帝ハ特ニ管理總理各國事務衙門大臣工部左侍郎孫（名毓汶）ヲ派シ大葡萄牙國皇帝ハ特ニ全權辦理公使羅ヲ派シ各々奉スル所ノ勅旨ニ據リテ會同較閲シ之ヲ議定スルコト左ノ如シ

第一條　大淸國皇帝並ニ大葡萄牙國皇帝ハ兩國ノ舊ニ仍リテ永遠ニ友誼和好ヲ敦クシ並ニ兩國ノ臣民ノ彼是ニ僑居スル者ヲシテ性命財產ヲ保全スルコトヲ獲セシムヘシ

第二條　前ニ葡萄牙國都里斯本ニ於テ議定シタル假條約第二條葡萄牙國ハ永遠ニ澳門ヲ占居管理スヘシトノ項ハ淸國ハ之ヲ承諾シ異議アルコトナシ但シ兩國各々境界劃定委員ヲ派遣シ境址ヲ限劃シ再ヒ境界ニ關スル專約ヲ議定スヘシ其專約訂結マテハ現今ノ情形ニ一任

シ彼是均シク增減
第三條　前ニ葡萄
約第三條葡萄牙國
ヲ得ストノ項ハ葡
第四條　葡萄牙國
開港場ニ輸入スル
協力スヘシ其協助
香港ニ於テ中國ニ
輸入スル鴉片ノ
トナカルヘシ其徵
專約ヲ議定シ本條
ルモノトス
第五條　大葡萄牙
淸國京師ニ駐紮
員家族等ハ淸國
隨意タルヘシ又
指揮ニ因ルモノト
國都里斯本ニ駐
等皆本國ノ指揮
第六條　大淸國
使以下ノ官ハ其
公私ヲ論セス往
得サラシムヘシ
第七條　葡萄牙
會等ハ總ヘテ葡
併ニ廻送スヘシ
第八條　將來兩
員ハ位階ノ高下
高等官ト淸國ノ
來スル公文ハ俱
各省ノ高等官ト
申陳ヲ用ヒ淸國
禮ヲ用ヒ其商人及
用フ
第九條　大葡萄牙
理領事官ヲ設ケ
レ淸國カ別國ニ
國ノ設立ヲ准ス
保行スル所ト異
ル各種ノ利益恩典
國領事官ト同樣
該領事官ト文移
事官署事官ハ道
代理領事官、及
トシテ派遣セラル
ノニシテ商人ヲ以
ル等ノコトヲ得
ヘ特ニ領事官ヲ
別國ノ領事官ニ
任スヘシ
第十條　總テ淸
ニ對スル利益即
給附スル各種ノ利
ノ並ニ將來享受
シムヘシ但シ淸
特約ノ章程アリ
將テ其人民ニ同
程ヲ一體ニ遵守
第十一條　總テ
ノ居住ニシテ貿
ヘシ船隻ハ時
ハ淸國ノ最惠國
第十二條　葡萄
八年定ムル所ノ各
レ此ニ輸スル等
第十三條　葡萄
ノタメ荷船ヲ備入
レ必スレモ官吏
ヲ得ス其備入レ
ノ荷物運送ヲ請
ヲ企ツル者アレ
第十四條　葡萄
備用シ其土地ニ

改葬廣告
當寺儀元來濕地ニテ建物等朽腐致見依テ永存ノ目的無之ニ付檀中協議ノ上北豐嶋郡日暮里村千百一番地ヘ移轉致候ニ就テハ墓碑御持主番地不明ノ諸君之レ有候ニ付[illegible]被下度候

小石川區上富坂町二十三番地ヘ轉居ス
白井道澄
附寺染井十番地凡千坪並藏三戸前居宅庭石樹木數百本竹林并新染長家二戸瓦葺共殊ニ寄賣却致度候
[illegible]

山田種太郎
右之者都合有之去月廿九日解雇以後一切本社ニ關係無之候此段廣告ス
明治廿一年六月一日
東京電燈會社

常盤行朱貯蓄預
十錢ヲ付シ
明治二十一年　東京